

アメリカにおける同性婚の合法化傾向とその問題点 《国際家族法研究会報告（第 41 回）》

著者	池谷 和子
著者別名	Ikeya Kazuko
雑誌名	東洋法学
巻	56
号	3
ページ	201-206
発行年	2013-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00004108/

《国際家族法研究会報告 (第41回)》

アメリカにおける同性婚の合法化傾向
とその問題点

池谷 和子

一 はしがき

これまでの日本においては、社会的に同性愛者の存在自体は認識されてきてはいるものの、法的には「性同一性障害の問題をどう取り扱うか」という問題が検討されるようになってきた程度であり、同性同士を法的に結婚させることが出来るのかということまでは問題となつて来なかった。言い換えれば、結婚とは男女間であるのがあまりに当たり前であり、問題にすらならなかったと言つても良いかもしれない。

しかしアメリカにおいては同性婚の可否は現在、各州の憲法改正に関わる住民投票や、合衆国大統領選の争点の一つとなつているのみならず、いくつかの州においては実際に同性婚を合法とするに至っているのである(二〇一二年における大統領選直前の連邦及び各州の法的現状については拙稿「アメリカにおける同性婚の合法化とその諸問題について」現代社会研究一〇号一〇八頁以下)。また、最近のアメリカの若者は同性婚に対して、より寛容になってきているとも言われている。

アメリカにおいて、同性愛者の権利運動が始まったのは

一九五〇年代からであるが、それが判例上現れてくるのは一九六九年以降であり (William N. Eskridge, Jr., A History of Same-Sex Marriage, 79 Virginia Law Review 1483 (1993))、判例法や制定法によって実際にいくつかの州が同性婚を合法化し始めるのは二〇〇三年以降のことである。その後、同性婚合法化への追い風は徐々に強くなり、二〇一二年においては現役の大統領が同性婚を公に支持する(オバマ大統領は二〇一二年五月九日、ABCテレビのインタビューで「同性カップルも結婚できるべきだと思う。」として大統領として初めて公的に同性婚を認める発言をしている)。までに至っている。

同性婚を法的に認めるか認めないかは、単なる個人の嗜好や個人の自由権や婚姻制度に留まらない。子ども達を含めた家族制度全体に響いてくる問題である。同性婚を合法化することによる問題点もアメリカ社会においては多く指摘されてきており(徐瑞静「アメリカにおける同性婚法の展開」東洋法学五六巻二一七—一八頁)、「個人の自由だから」「認めてあげないと気の毒だから」では済まない事態となっている。

アメリカの一九九〇年代以降における関連判例、州及び連邦政府の防止対策、同性婚関係の解消における問題点については、第三六回報告において詳しく述べられているので、そちらをご参照頂き、本稿においては、最近における同性婚の合法化傾向の現状と、同性婚を合法化することでどのような問題を生じるのかに焦点をあてて論じたいと思う。まずは、

昨今の同性婚の合法化への流れについて見ていこう。

二 昨今の同性婚の合法化傾向について

「同性婚の合法化傾向」という言い方は、まるでアメリカ全体が同性婚に賛成しているかのようで、誤解を招くかもしれない。現実には、連邦法においては「婚姻とは一人の男性と一人の女性との間でなされる法的な結合体である」と定義され、同性を配偶者とは認めていない。また、各州においても住民投票によって州憲法の修正を行い結婚は男女の間に限るとした州は（連邦裁判所において係争中のカリフォルニア州を除いても）三〇州あり、法律によって同性婚を禁止している州も含めれば三八州が同性婚を合法とはしていない（拙稿・前掲書一〇七頁参照）。

しかしながら、二〇〇四年に最初にマサチューセッツ州が同性婚を認めるようになって以降、わずか八年足らずで、カリフォルニア州（ただし、その後同性婚反対派が提起した住民投票によって「結婚は一人の男と一人の女の間に限る」とする州憲法改正案が可決され、今度は同性婚賛成派がその修正案が合衆国憲法に違反するとして連邦裁判所に訴えており、係争中の現在では同性婚のカップルの登録は停止されている）、コネチカット州、アイオワ州、バーモント州、メイン州、ニューハンプシャー州、ワシントンDC、ニューヨーク州が同性婚を合法化し、加えて二〇一二年の大統領選に伴う住民投票によって、メイン州、メリーランド州、ワシントン州では同性婚の

合法化に賛成が過半数を超え、ミネソタ州においては同性婚を禁止する憲法改正案が五二・三四％の反対票により否決された。メイン州が賛成五二・五八％、メリーランド州が賛成五二・四％、ワシントン州が賛成五一・七九％と同性婚賛成派が過半数を僅かに超えた程度とはいえず、住民投票によって同性婚の合法化が支持されたのは今回が初めてである。（他州も含めて、これまで同様の住民投票が何度も提起されたが、すべて否決されている。同性婚を禁止する憲法改正案の方はむしろ認められることが多かったが。）その結果、現在のアメリカにおいて同性婚を認めているのは、（カリフォルニア州を除くと）計八州にも登っている。

このように短期間のうちに八州とワシントンDCが同性婚賛成州となり、住民投票が初めて同性婚賛成派に傾いたことに加え、二〇一二年五月初めのギャロップ全米世論調査では同性婚に賛成が五〇％、反対が四八％と発表され、中年以降に比べて若者は比較的同性婚に寛容だと言われることから、同性婚を肯定的に報道するマスメディアと合わせて、「法的な結婚とは異性間で行われるものであって、同性同士は結婚出来ないのは当然である」という考え方が社会の大勢を占めていた一世代前と比べれば、アメリカにおいては現在、かなり同性婚の合法化への傾向があると考えられるのである。

さらに、二〇一二年の大統領選に絡んで、史上初めて現職

の大統領が公的に同性婚を認める発言をし、そのオバマ大統領が再選を果たしたということは、「婚姻とは一人の男性と一人の女性との間でなされる法的な結合体である」と定義されている連邦法も改正される可能性が出てきたということになる。

三 婚姻制度は何のために存在するか

このように現在、同性婚の合法化に追い風が吹いているのがアメリカ社会の現状ではあるが、ではそもそも婚姻制度は一体何のために存在してきたのであろうか。「結婚は社会的な制度である」(Monte N. Stewart & William C. Duncan, *Marriage and the Betrayal of Perez and Loving*, 2005 *BYU Law Review* 560 (2005))とも言われるように、結婚とは子供や社会の利益のために、カップルによる性行為、出産、子育てを社会的に承認するものとして存在してきた(Maggie Gallagher, *What is Marriage for? The Public Purposes of Marriage Law*, 62 *Louisiana Law Review* 9 (2001))。生まれてくる子供の福祉、実の親との安定した親子関係を保護することを第一の目的とするがゆえに、結婚の概念自体から、実の子どもを出産することが不可能な同性カップルは当然に除外されることとなり、結婚をするカップルは男女であることが必須であった。すなわち、結婚は男女に特有の結合体であり、①安全な性的関係、②責任ある出産、③最善の子育て、④健全な人間関係の発達、⑤妻や母という役割の保護をしつつ、長期的な家族とし

ての関係を保っていく為のものである(Lynn D. Wardle, *The Boundaries of Belonging*, 25 *BYU Journal of Public Law* 299 (2010))。社会から承認された制度の中でのみ性的行為をし、子供を責任を持って生み育てることで、生まれた子どもは誰が自分の本当の両親かを知ることができ、血の繋がった両親に育ててもらうことができる。それゆえ、基本的には一夫一婦制や貞操義務が夫婦としての当然の前提となり、そのことが、子供達の健全な発育を助け、社会の秩序を確保する最適な方法ともなってきたのである。

このように生まれてくる子供と実の両親との繋がりを強くするということ子ども達の福祉に直結しているからこそ、婚姻制度は重要であるとされ、また国家も婚姻制度を後押しすると同時に規制もしているとされてきたが、同性婚支持者達は同性愛カップルも婚姻可能とするために、結婚の定義を次のように修正しようとしている:「結婚とは二人の人々(それが異性であるか同性であるかを問わず)の共同体であり、お互いに愛し合い、日常生活において利益も負担も共有する。」「結婚は本質的には自らの幸福の為になされる私的で親密で情緒的な関係であり、カップル自身によって、カップル自身の為になされるものである。」(Sherri Givis et al., *What is Marriage?*, 34 *Harvard Journal of Law & Public Policy* 246 (2011))

以上のような修正は、どのような問題をもたらすだろうか。

四 同性婚合法化における問題点

同性婚支持者達の結婚の定義は、一見すれば「男女」を「異性であろうと同性であろうと問わない二人」と変更しただけであり、「カップル自身によって、カップル自身の為に」というフレーズからは近代法における自己決定の原則に非常に合致するようにも思われる。しかし、このように個人の自己決定を前面に出すのであれば、本人同士が合意していれば一夫多妻制や近親相姦も可となり、貞操義務の排除も簡単になされやすい。そうなれば、次世代の子供達を保護するという婚姻制度の意義は後退し、当事者の意思のみが尊重され、子供達の利益が二の次にされることは想像に難くない。

これまでも子供の発育上、心理学的にも社会学的にも「特定の大人（通常は親）との関係を継続すること」「両親は子供にとって一体であるので、喧嘩や不倫をしないこと」「血の繋がった両親に育てられること」「父親と母親は両方必要な存在であって、子供に対して負っている役割は違うこと」等は、とても重要なこととされてきている（子ども達が安心して暮らすことができ、さらに健全に育つためには、安定した親子関係が不可欠であることを論ずる文献は数多い。一例として、John Bowlby, *Attachment and loss* (1969), David Popenoe, *Life Without Father* (1995), Joseph Goldstein et al. *Beyond the best interests of the child* (1979)) が、カップルの自己決定にのみその存在がかかる同性婚支持者の想定する婚姻の概念では、

カップルはいつ何時でも婚姻を解消することができる壊れやすい存在となるのは当然であり、子供の健全な発育は難しくなってしまうのである。

さらに、法には一律性と強制力があるが故に、同性婚を法的に認めるだけでも社会全体にかなりの影響がある。同性においても結婚を認めるということは、同性カップルも異性カップルと法的にも事実上も同等に取り扱うべきことを強制されることを意味する。そうなれば、「父親と母親の揃った子育てこそが子供の発育に最善である」という自明の事実さえ公言することも難しくなる。同性婚の合法化の背後には、異性カップルのみならず同性カップルも親としての能力は変わらない、という趣旨が暗に含まれてしまっている。それは、本来の子育ての理想である「血の繋がった両親による子育ての重要性」を覆い隠してしまう。逆に学校や家庭においても子供達に対して、同性同士も異性同士と同等であって、結婚できることを教えなければならなくなるし、本来異なっている同性カップルと異性カップルの違いを教えることは困難になってしまうのである。

また、アメリカにおいては宗教組織が、大学から、病院、養子縁組の斡旋、社会奉仕活動まで様々な社会的活動を行っている。例えば、キリスト教はその教義において結婚は男女間に限るという信条から社会的活動を行っているが、同性婚が合法化されれば、政府から同性カップルにも同様のプロダ

ラムやサービスを行うように強制されるであろう。そうなれば、教義の変更を迫られるまではいかないにしても、事実上多大な不利益を被るに違いないことは指摘されている (Lynn D. Wardle, The attack on marriage as the union of a man and a woman, 83 North Dakota Law Review 1372-1383 (2007))。

このような定義の問題とは別に、同性カップルは異性カップルの実態とは事実上全く違うにも関わらず、「同性でも異性でも二人の間の精神的な親密さは同じ」という一点のみで同性でも結婚出来ることは、その延長上に「同性カップルも異性カップルと同様に親としての適性は変わらない」との考えを招きやすく、その結果として子ども達に次の二点の不利益をもたらすことが指摘されている。まず第一に、最近の様々な研究における実態調査によれば、同性カップルは異性カップルに比べて、①カップルでいる継続期間が短い、②決まった相手以外とも性交渉する、③一度に複数の相手と性交渉する、④性病にかかりやすい、⑤暴力行為の割合が高い、⑥うつ病等の精神的な問題を抱えている割合が高い、⑦薬物濫用やアルコール中毒等の割合が高い、⑧育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高い、という結果が現れつつある (Timothy J. Daley, Homosexual Parenting: Placing Children at Risk, Family Research Council Issue No.238 (2001))。この中で育てられる子ども達にとって特に問題となってくるのは、「同性カップルは一時的な関係であって一生涯生活を

伴にすることを前提とはしていないこと」「親密な相手がいっても性交渉は別で複数の違った相手とも性交渉すること」「育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高いこと」であろう。性的虐待は言うに及ばないが、自分の両親がいつ離婚するか分からない不安定な家庭環境に居ること、両親が常時お互いに平然と不倫をしているという家庭環境は、子どもが健全に成長するには大変厳しい家庭環境である。第二に、「同性カップルも異性カップルと親としての適性は変わらない」とするならば、さらにその延長として、同性カップルも実の子供が欲しくなるということは良く聞く話である。しかし同性同士では子どもをもうけることは出来ないがゆえに、生殖補助医療を利用して子どもを誕生させようとする。すなわち、他から精子や卵子を購入してきて、カップルどちらかの精子・卵子を使って子どもをつくることになるのである。しかしその結果、生まれてきた子供には大変複雑な親子関係が待っている。親の片方とは遺伝的關係はあるが、他方とはなく、さらにこの世のどこかにもう一人遺伝的な親が存在することになるからである。これもまた、子供にとって決して幸せなことではないのである (拙稿「生殖補助医療と親子法」現代社会研究九号九五頁以下)。

五 むすび

今回の同性婚のテーマのみならず、家族に関する法制度においては、どこまで個人の自己決定を尊重すべきなのかとい

う点で共通の難しさが存在する。何故なら、誰と婚姻が許され、誰と誰が法的な親子となり、どの範囲を家族と考えるかという問題は、本人同士の意向を全く無視することは出来ないが、同時に個人の自己決定のみで全てを片付けることも出来ないからである。家族を社会的な制度と考え、国が規制する理由は、家族には世代を超えた繋がりがあり、結婚する当事者の意思のみならず、将来生まれてくる子どもにも不利益にならないようにしなければならないという配慮が生まれているからである。

しかし反面、同性同士の関係を完全に病的で違法なものとして捉え、法律によって徹底的に取り締まることは、個人の希望を出来る限り尊重しようとする近代法の原則とは、相容れないかもしれない。私見としては、同性カップルを一つの親密な関係と見て、法的な保護の対象とすることは、何の異存もない。例えば、伴に日常を分かち合い、助け合っている以上、扶養控除等の税金に関する配慮はすべきであろうと思う。けれども、自然の摂理から言えば、同性カップルの方が原則であるとして異性カップルを迫害・排除することはあってはならないし、さらに言うならば、同性カップルの保護はそれに適応する別の法制度によってなすべきであって婚姻の定義を広げるべきではない。なぜなら、婚姻では世代間の繋がりが、特に子ども達の保護を最大の関心事とすべきだからである。例えばアメリカにおいても、州によってその内容はか

なり異なってくるが、異性のみならず同性も含めて親しい関係を保護するシビルユニオンやドメスティックパートナーシップという法律も存在する。

今後、日本において同性カップルの法的保護について議論がなされるようになるのであれば、同性婚という方向ではなく、新たに同性カップルに適する法律を定める必要があると思われる。日本においても法的な概念を類推解釈によって拡大することは（刑法を除けば）よく行われていることではあるが、制度の本質を傷付けないように見極め、細心の注意を払うことは常に必要であろう。

（いけや・かずこ 埼玉医科大学保健医療学部非常勤講師）